

事務連絡
平成 28 年 2 月 24 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

性能や品質に関する項目に変更のない改正が行われた日本工業規格を
仕様に含む構造方法等の認定の取扱いについて

構造方法等の認定においては、認定を受けた仕様の中で特定の日本工業規格を指定しているものがあります。

日本工業規格は、技術の進歩や安全性の向上等、必要に応じて改正されておりますが、改正の中には、平成 26 年 9 月に改正された JIS A9521（建築物用断熱材）のように性能や品質に関する項目に変更がないこともあります。

このような改正が行われた日本工業規格の改正前の規格を仕様において指定している構造方法等の認定については、改正前の規格の代わりに改正後の規格を使用している場合であっても、当該認定を受けた仕様に適合しているものとして取り扱われるものですのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

問い合わせ先
国土交通省住宅局建築指導課
埴、中島
代表 03-5253-8111（内線 39-533）

事務連絡
平成 28 年 2 月 24 日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 } 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

性能や品質に関する項目に変更のない改正が行われた日本工業規格を
仕様に含む構造方法等の認定の取扱いについて

構造方法等の認定においては、認定を受けた仕様の中で特定の日本工業規格を指定しているものがあります。

日本工業規格は、技術の進歩や安全性の向上等、必要に応じて改正されておりますが、改正の中には、平成 26 年 9 月に改正された JIS A9521（建築物用断熱材）のように性能や品質に関する項目に変更がないこともあります。

このような改正が行われた日本工業規格の改正前の規格を仕様において指定している構造方法等の認定については、改正前の規格の代わりに改正後の規格を使用している場合であっても、当該認定を受けた仕様に適合しているものとして取り扱われるものですのでお知らせします。

貴職におかれては、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁並びに国土交通大臣又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

埴、中島

代表 03-5253-8111（内線 39-533）

事務連絡
平成 28 年 2 月 24 日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長
各指定構造計算適合性判定機関（大臣指定）の長 } 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

性能や品質に関する項目に変更のない改正が行われた日本工業規格を
仕様を含む構造方法等の認定の取扱いについて

構造方法等の認定においては、認定を受けた仕様の中で特定の日本工業規格を指定しているものがあります。

日本工業規格は、技術の進歩や安全性の向上等、必要に応じて改正されておりますが、改正の中には、平成 26 年 9 月に改正された JIS A9521（建築物用断熱材）のように性能や品質に関する項目に変更がないこともあります。

このような改正が行われた日本工業規格の改正前の規格を仕様において指定している構造方法等の認定については、改正前の規格の代わりに改正後の規格を使用している場合であっても、当該認定を受けた仕様に適合しているものとして取り扱われるものですのでお知らせします。

なお、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁並びに地方整備局長又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

埴、中島

代表 03-5253-8111（内線 39-533）

事務連絡
平成 28 年 2 月 24 日

各指定性能評価機関の長 }
各承認性能評価機関の長 } 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

性能や品質に関する項目に変更のない改正が行われた日本工業規格を
仕様を含む構造方法等の認定の取扱いについて（情報提供）

構造方法等の認定においては、認定を受けた仕様の中で特定の日本工業規格を指定しているものがあります。

日本工業規格は、技術の進歩や安全性の向上等、必要に応じて改正されておりますが、改正の中には、平成 26 年 9 月に改正された JIS A9521（建築物用断熱材）のように性能や品質に関する項目に変更がないこともあります。

このような改正が行われた日本工業規格の改正前の規格を仕様において指定している構造方法等の認定については、改正前の規格の代わりに改正後の規格を使用している場合であっても、当該認定を受けた仕様に適合しているものとして取り扱われるものです。

この旨について、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁並びに国土交通大臣、地方整備局長又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して周知していますのでお知らせします。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

埴、中島

代表 03-5253-8111（内線 39-533）